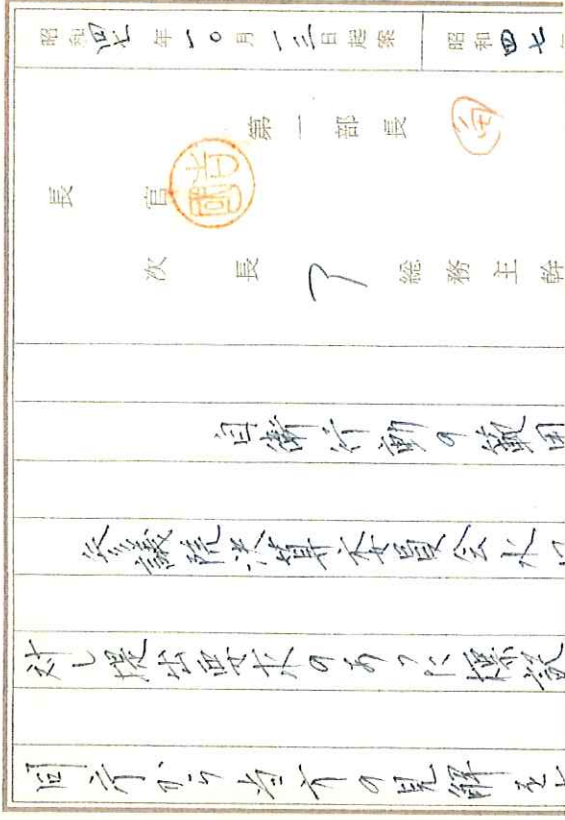


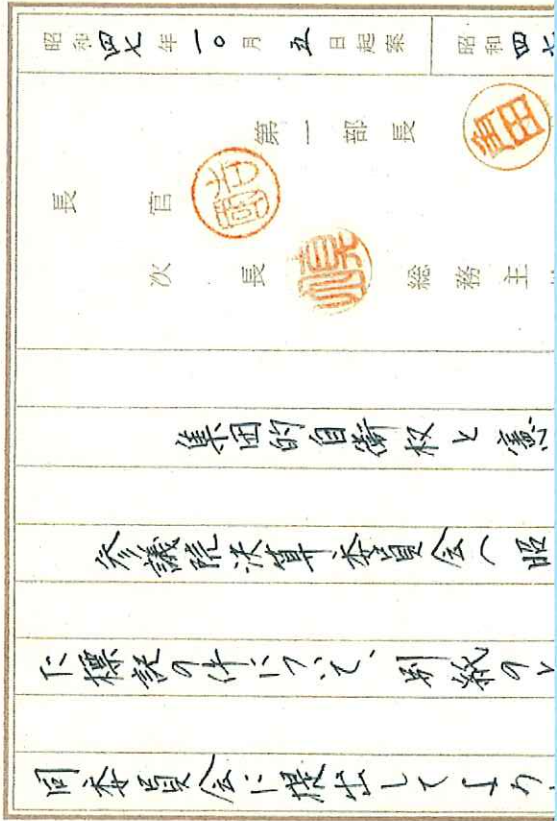
9  
防衛庁 政府見解  
(内閣法制局10月13日協議決裁)



参議院水口宏三議員要求資料  
自衛行動の範囲  
防衛庁 47.10.14

1 憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動について、政府は、従来からいわゆる自衛権発動の3要件(わが国に対する急迫不正な侵害があること、…(略))に該当する場合に限られると解している。

8  
昭和47年政府見解  
(内閣法制局10月7日決裁)



わが国に対する～

外国の武力攻撃によって国民の生命等が根底からくつがえされる

わが国に対する～

同盟国に対する～

読み替え!

7.1 閣議決定

「読み替え」を全否定



平成27年9月11日参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会  
民主党・新緑風会 小西洋之  
出典: 昭和47年政府見解「集団的自衛権と憲法との関係について」原議資料(内閣法制局に対する情報公開請求によって開示された文書)及び昭和47年10月14日参議院決算委員会提出資料  
「自衛行動の範囲について」(防衛庁47.10.14)に関する内閣法制局資料より小西洋之事務所作成

# 昭和七年 政府見解

8

昭和七年一月五日起案  
昭和七年一月七日決裁  
主査  
早坂

長官  
次長  
第一部長  
参事官  
参事官補



集团的自衛権と憲法との關係について

参議院決算委員会（昭四七、九、一四）から提出要求があった

に標榜の件について、別紙のとおりとりまとめたので、これを

同委員会に提出してよろしい。

内閣法制局

参議院決算委員会要求資料

集团的自衛権と憲法との關係

（参決委（昭四七、九、一四）に付ける水口議員要求資料）

国際法上、國家は、その中の集团的自衛権を行使し、自

國と連帶關係にある外國に對する武力攻撃を、自國が直

接攻撃をされていなければ行わず、實力をもつて阻止すること

が正当化されると、その地位を有しているものとされて行り、

國際連合憲章第五一條、日本國との平和條約

内閣法制局  
昭和七年十月四日

御高裁を仰ぎます。

（備考）

外務省と協議済である。

内閣法制局

第五條（C）、日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全  
保障條約前文並びに日本國とソビエト社會主義共和  
連邦國との共同宣言第三段の規定は、この國際法の原則  
を宣明したものである。そして、わが國が右の集團  
的自衛権を有していることは、國家である以上、当然と  
いはなければならぬ。

ところで、政府は、從來から一貫して、わが國は國際法

上集团的自衛権を有してゐるとして、国権の発動として  
 これを行使することば、憲法の否認する自衛の措置  
 の限界と、こゝろものであつて許さるべきの立場に比  
 て、この、こゝろは次のようによつて考へるに基づくものである。  
 憲法第九條は、同條に、わが國の戦争を放棄し、  
 わが國の戦力の保持を禁止してゐるが、前文に於いて  
 全世界の國民が、平和のうちに生存する権利を有する

ことを確認し、また、第一三條が、生命、自由及び幸  
 福追求に対する國民の権利については、同政の上で、  
 最大の尊重を必要とするが、首を定めてゐることから  
 も、  
 わが國がみずかりの存立を全うし國  
 民が平和のうちに生存することまでも放棄して、  
 自國の平和と安全を維持しその存立を全うする  
 ために必要は自衛の措置をとることを禁じてゐると

は解されない。しかしながら、だからといって、平和主義を  
 その基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を  
 無制限に認めてゐるとは、解されないであつて、それ  
 は、あくまで外國の武力攻撃によつて國民の生命、自由  
 及び幸福追求の権利が根底からくつがえされること、  
 急迫、不正の事態に対処し、國民のこれらの権  
 利を守るための止むを得ない措置として認められて居る。

その措置は、右の事態を排除するためとされる必要最少  
 限度の範囲にとどまるべきものである。そうにとすれば、  
 わが憲法の下で武力行使を行なうことが許される  
 のは、わが國の領土又は領民に対する急迫、不正の  
 侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他  
 國に及ぼされる武力攻撃を阻止することをその内容  
 とする集团的自衛権の行使は、憲法上許されないと、  
 わが國を得ない。

9

昭和四十七年一月十三日決議 昭和四十七年一月十三日決議 五章

長官 第一部長 参事官  
次長 了 総務主幹 参事官補

自衛行動の範囲について

参議院決算委員会水口宏三委員から新憲法に

対し提出要求のあった標記の資料(別添)について、

同庁から有るの見解を求められ、検討したところ、

内閣法制局

る、当庁に於ては既に異を申し立てるに及ばざると考  
之るは、いかに。

御高教を仰ぎます。

内閣法制局

(添)

参議院 水口宏三委員要求資料

防衛庁 47.10.14

自衛行動の範囲

- 1 憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、従来からいわゆる自衛権発動の要件(わが国に対する急迫不正な侵害があること、この場合に他に適当な手段がないこと及び必要最小限度の實力行使にとどまるべきこと)に該当する場合に限られると解している。
- 2 わが国に対し外部からの武力攻撃がある場合、わが国の防衛に必要限度において、わが国の領土、領海、領空においてばかりでなく、周辺の公海、公空において、これに対処する場合であっても、このことは、自衛権の限度をこえるものではなく、憲法の禁止するところとは考えられない。この場合、自衛行動のできる公海、公空の範囲は、外部からの武力攻撃の態様に応ずるものであり、一概にはいえぬが、自衛権の行使に必要な限度内での公海、公空に及ぶことができるものと解している。
- 3 いわゆる「海外派兵」については、その用語の明確な定義はないが、海外派兵が憲法第9条のもとにおける自衛権の限界との関連で問題とされてきたものであるため、このような

平成 27 年 9 月 15 日 参議院 平和安全法制に関する特別委員会 中央公聴会

○公述人（弁護士・元最高裁判所判事 濱田邦夫君）

それで、今回私も初めて目にした資料が、そのとき防衛庁というところが「自衛行動の範囲について」という見解をまとめて、それを法制局の意見を求めたということでございまして、手書きのところには防衛庁とありますが、ワープロに打ち直したところは防衛庁という記載がございませんけど、いずれにせよ、これは防衛庁のものとして認められて、そのとき国会にも出されております。

この四十七年の政府見解なるものの作成経過及びその後の、その当時の国会での答弁等を考えますと、政府としては、明らかに外国による武力攻撃というものの対象は我が国であると。これは日本語の読み方として、普通の知的レベルの人ならば問題なく、それは最後の方を読めば、「したがって」というその第三段でそこははっきりしているわけで、それを強引に外国の武力攻撃というのが日本に対するものに限られないんだというふうに読替えをするというのは、非常にこれは、何と申しますか、法匪という言葉がございまして、つまり、法律、字義を操って法律そのものの、法文そのものの意図するところとは懸け離れたことを主張する、これはあしき例であると、こういうことでございまして、とても法律専門家の検証に堪えられないと。

○蓮舫君 今審議されている集団的自衛権の行使を認めるこの立法、この立法そのものは合憲の範囲内ですか。

○公述人（濱田邦夫君） 違憲です。

○蓮舫君 この四十七年政府見解に限定的な集団的自衛権がそもそも含まれていたと。含まれていると読めるんでしょうか。

○公述人（濱田邦夫君） それは読みたい人がそう読んでいるというだけの話で、裁判所に行って通るかという、これはあくまで一私人としての推測になりますけれども、それは通らないでしょう。

○蓮舫君 この四十七年政府見解、外国の武力攻撃、これを読み替えているんですね、政府は。この読替えは法的な論理として認めることは、これは困難と解しているでしょうか。

○公述人（濱田邦夫君） 日本語を普通に理解する人のみならず、法律的訓練を受けた専門家から見たならば、とてもそのような読み方はできないと。それだけじゃなくて、先ほども申し上げたように、これは起案されて僅か二日でこの見解なるものができて、それをぱくっと時の内閣、これは田中角栄内閣になるんですか、が認めているということで、閣議決定があったわけではなくて、その法制局の意見をそのまま政府見解としたというだけの話ですね。

それで、その後の国会での審議の状況を見ますと、この作成に携わった方々が海外派兵ということは全然視野に入っていないということを何回も確認をしているわけで、それに加えて、防衛庁がその点について自ら作った、今お手元に差し上げた文書で、海外派兵は憲法の枠外だよとはっきり言っているわけですよね。それを今更そこにあったというのは、先ほど申し上げたように法匪的な発想でしかありません。

天声人語

中井を頼んだのに、天井を出  
られたらなあ。天井の  
西洋之参事書は、安倍閣憲法  
案をめぐり中谷防衛相とのやり  
あいをし評した。確かに、法  
案の真意が合意をめぐり論議

は、それかめ合っている。▲集団的自  
衛権の行使容認は憲法の条の枠内であり、  
安倍政権は繰り返す。根拠の一つが「9  
7年の政府見解だ。しかし、72年見解  
の結論は「行使は憲法上許されなく」で  
ある。もしもこの見解を、正誤の結  
論が導かれるのか。▲見解は「外国の武力  
攻撃」に対する自衛を認めている。この  
攻撃が、日本への攻撃であり、その限定  
した書いている。▲見解は、憲法を  
解釈する他国が攻撃された場合の攻撃  
を認めるという趣旨を繰り出した。こ  
ゆえのことが見解だ。▲小西氏は最近、72  
年見解と同じ口を国会に出された「防衛  
上見解」の案文を入手した。しかも、防衛  
の閣議案が作成に關与した。この見  
解には「我が国に対する」食糧不正を  
書くあり、明瞭な限定がある。それ以外  
の自衛は認めないという趣旨だ。▲もしも  
72年見解も日本への攻撃が限定して  
いると書いている。安倍政権による72年見  
解の解釈は、防衛上見解は矛盾する。小  
西氏は先日、防衛相に詰め詰めた。中谷  
氏は「矛盾している」として議論のた  
た。72年見解が根拠となるなら、見解は正  
法制定趣旨の憲法外権を指している。  
政権の責任を認めた。中井も  
天井も、その注文を無視するはず、  
見解を指しに行き詰るはずだ。

2015.9.17